
上尾市 人權施策推進指針

AGEO CITY

HUMAN RIGHTS MEASURE PROMOTION INDICATOR

<第2次改訂版>

上尾市

令和3年8月



はじめに ～第2次改訂にあたって～

「人権の世紀」といわれた21世紀を迎えてから20年が経過いたしました。一人ひとりの人権が尊重され、人権について意識を高めていくことが求められる中、世界各地では、依然として様々な問題が残されています。

本市では、平成7年10月の「上尾市人権尊重都市宣言」以来、差別をなくし、あらゆる人の基本的人権が尊重される地域社会の実現を目指して参りました。平成16年には、人権施策を総合的に進めるため「上尾市人権施策推進指針」を策定し、人権問題への理解を深めるための人権教育や啓発はもちろんのこと、様々な問題に直接関わる施策や推進体制の整備を進めているところです。

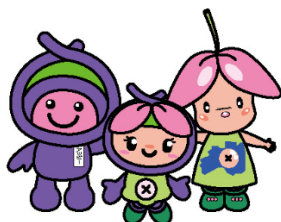
しかしながら、子どもへの虐待をはじめ、女性、高齢者、障害のある人、外国籍の方などに対する人権侵害、さらには、長い年月をかけて取り組んできた同和問題にも少なからず課題を残している現状をしっかりと認識しなくてはなりません。

特に、近年の社会情勢の変化は著しく、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別をはじめ、インターネットを利用した誹謗中傷や性の多様性に関わる偏見、災害時における人権への配慮不足など、人権侵害に当たる行為が様々な場面で生じています。

また、2015年国連においては、2030年までに、だれ一人取り残すことなく貧困の解消や差別の撤廃など、17の目標の実現に向けて「^{エスディ}S D G s（持続可能な開発目標）」が全加盟国で合意されています。

そのような中、これからの社会において本市が取り組むべき人権課題や施策展開の方向性を定めるため、上尾市人権施策推進指針を見直し、一部を改訂することといたしました。令和3年度を初年度とした「第6次上尾市総合計画」と合わせ、将来都市像である『みんなでつくる みんなが輝くまち あげお』の実現に向けて具体的な施策を推進し、人権に関連する団体や市民の皆様のご協力をいただきながら、差別のない人権尊重社会・上尾市を目指して参ります。

結びに、指針の改訂にあたり、貴重なご提言を賜りました上尾市人権施策推進協議会の皆様をはじめ、ご協力いただきました方々に厚く御礼申し上げますとともに、上尾市人権施策推進指針の改訂が、人権問題の一層の改善につながることを願っています。



令和3年8月

上尾市長 富山 稔

目 次

第 1 章 人権施策推進の必要性	1
1 人権施策推進指針改訂の背景	1
(1) 世界における人権の動向	1
(2) 国内における人権の動向	1
(3) 埼玉県における人権施策	2
(4) 上尾市における人権施策	2
(5) 人権に関する北足立郡内の市民の意識	3
第 2 章 指針の基本的な考え方	5
1 人権施策の基本理念	5
(1) 一人ひとりが個人として尊重される社会	5
(2) 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会	5
(3) 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会	5
2 人権施策展開の視点	6
(1) 共生社会の視点	6
(2) 総合的な取り組みによる推進	6
(3) 市民、NPO、企業等の参加	6
3 目標年次	6
第 3 章 人権施策の具体的な取り組み	7
1 人権教育・人権啓発	7
(1) 人権教育	7
① 学校教育における人権教育	8
② 社会教育における人権教育	8
(2) 人権啓発	9
(3) 職員に対する人権研修	10
2 相談・支援・救済	10
(1) 現状と課題	10
(2) 今後の方向	11
3 市民・NPO・企業・大学との協働	11

第4章	分野別人権施策の推進	12
1	女性	12
2	子ども	12
3	高齢者	14
4	障害者	15
5	同和問題	15
6	外国人	16
7	感染症等（新型ウイルス・HIV・ハンセン病等）に関わる人権	17
8	アイヌ民族	17
9	インターネットによる人権侵害	18
10	北朝鮮当局による拉致問題	19
11	災害時における人権侵害	19
12	性の多様性に関わる人権	20
13	さまざまな人権問題	20

第5章	指針の推進	22
1	庁内の推進体制	22
	（1）人権推進担当課の機能充実	22
	（2）人権施策推進会議	22
2	人権施策推進協議会	22
3	県・近隣自治体・民間団体との連携	23

資料編

（資料1）	上尾市人権施策推進協議会条例	24
（資料2）	上尾市人権施策推進協議会委員名簿	26
（資料3）	上尾市人権尊重都市宣言	27
（資料4）	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	28
（資料5）	用語説明	29

（本文中に「*」を付した用語の説明があります。）

第1章 人権施策推進の必要性

1 人権施策推進指針改訂の背景

(1) 世界における人権の動向

現代の「人権」の理念は、世界を巻き込んだ戦争の終結後、昭和20(1945)年に国際連合が設立される根拠となった国連憲章^{*}以降、昭和23(1948)年に国連総会で採択された「世界人権宣言^{*}」や、宣言の内容を実効化するための条約として昭和41(1966)年に採択された「国際人権規約^{*}」などをはじめとする国際文書や条約によって定められており、すべての国と人々の願いである世界平和と安全の確保を実現する行動の基本となるよう期待されている。

平成5(1993)年には、ウィーンにおいて世界人権会議が開催され、これまでの人権教育の流れを再確認し、女性、子ども、高齢者、先住民などの社会的少数者の人権を強化するため、平成7(1995)年から平成16(2004)年までを「人権教育のための国連10年^{*}」と定めた国連行動計画が策定された。この「人権教育のための国連10年」終了後も、人権教育は不可欠であるとの認識のもと、平成17(2005)年に「人権教育のための世界計画」が開始された。この「人権教育のための世界計画」では終了期限を設けておらず、3年ごとにフェーズ及び行動計画を策定している。令和2(2020)年より開始された第4フェーズでは青少年を主な対象にし、包摂的で平和な社会を築くことを目的として、平等、人権及び非差別、包摂、並びに多様性の尊重に関する教育及び研修に特に重点を置いている。

また平成18(2006)年には、人権問題への対処能力強化のため、従来の人権委員会に替えて、人権理事会^{*}が設置された。わが国も複数の任期において理事国に選出されており、世界の様々な不条理な人権問題の改善に取り組んでいる。

平成27(2015)年の国連サミットでは、持続可能でより良い世界を目指すため、SDGs(持続可能な開発目標)^{*}が採択され、17の大きな目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットが定められている。

特に近年世界で大きな課題となっている新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関しては、国連人権高等弁務官事務所が国際的な指針である「COVID-19 ガイダンス」を作成し、世界各国で一丸となって取り組むことを提言している。

(2) 国内における人権の動向

国内においては、昭和22(1947)年に日本国憲法を制定し、基本的人権の保障を大きな柱として、それを侵すことができない永久の権利であると定義した。また、「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成9(1997)年にその「行動計画」が策定されるなど、国際的な人権保障の潮流に沿う方向で各種法制度の整備が進められてきた。

同じく平成9（1997）年には「人権擁護施策推進法」が施行され、人権教育・啓発の推進が国の責務となった。この法律を踏まえて平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）^{*}」が施行され、人権が尊重される社会の実現に向けて行政の果たす役割がますます重要となった。さらに平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画^{*}」を策定し、関係各省庁で実施体制を整備し着実な推進を図っている。

また平成28（2016）年には、「人権3法」とも呼ばれる「部落差別解消推進法^{*}」、「障害者差別解消法^{*}」、「ヘイトスピーチ解消法^{*}」がそれぞれ施行されており、人権問題を解消するための法整備が引き続き行われている。

（3）埼玉県における人権施策

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、人権が尊重される環境づくり、差別を許さない県民運動の推進、女性に対する暴力の根絶と安全の確保、子どもに対する虐待防止とその権利を大切に社会づくり等に取り組んでいる。

しかしながら、今なおさまざまな偏見や差別、子どもの虐待などの人権問題が後を絶たず、時代環境の変化に伴い新たな人権課題も生じてきた。そのため、埼玉県が取り組むべき人権問題や施策の基本的な方向について広く意見を聞くために、平成13（2001）年に埼玉県人権施策推進懇話会を設置した。

平成14（2002）年には、すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指して「彩の国5か年計画」を新たに策定するとともに、人権課題の解決のための施策の方向性を示すため、「埼玉県人権施策推進指針^{*}」を策定し、人権尊重を基本にした行政運営や人権施策を総合的に推進している。「埼玉県人権施策推進指針^{*}」についてはおおむね10年の目標年次が定められており、平成24（2012）年に改訂されている。

また、令和2（2020）年には「人権に関する県民意識調査」を実施しており、新たに課題となった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する人権をはじめとする各人権課題について、県民の人権意識を把握し、現状に沿った人権施策の推進に取り組んでいる。

（4）上尾市における人権施策

市では、わが国固有の人権問題である同和問題の解決をめざして、昭和47（1972）年以来、同和対策総合計画・年次別計画を策定・実行し、一定の成果をあげてきた。平成14（2002）年3月末の同和対策事業特別措置法の失効後は、平成13（2001）年11月に上尾市同和対策審議会から答申された、「今後の上尾市同和行政の基本的な方向^{*}」を基本方針にしつつ、平成28（2016）年に施行された「部落差別解消推進法」の理念のもと、残された諸課題の解決に向けた施策に取り組んでいる。

一方で、平成7(1995)年に「上尾市人権尊重都市宣言[※]」を発し、あらゆる差別を解消し全ての人の基本的人権が尊重される地域社会づくりをめざしている。

平成12(2000)年には、「人権教育のための国連10年[※]」に呼応して、「上尾市人権教育・啓発推進計画[※]」を策定し、さまざまな人権問題を正しく認識し、人権尊重の意識を高めるための人権教育及び啓発事業を総合的かつ計画的に推進してきた。

また、市が取り組むべき人権問題の課題や人権施策の方向性等について、広く識見を有する者の意見を求めるため、平成14(2002)年4月に上尾市人権施策推進懇話会[※]を設置し、同年10月に、「上尾市の人権施策推進のあり方について」が提言された。これを受けて平成15(2003)年には人権施策の計画策定や推進における諮問機関として上尾市人権施策推進協議会を、平成17(2005)年には市内で構成する上尾市人権施策推進会議を設置し、人権施策について広く協議しながら取り組んでいる。

協議によって定められた人権施策の推進の方向性を具体化するため、平成16(2004)年に本指針の初版である「上尾市人権施策推進指針」を策定した。以降は社会情勢の変化や上尾市総合計画と合わせて改訂することとし、平成23(2011)年に「上尾市第5次総合計画」の策定と合わせて改訂した。

令和3(2021)年に策定した「第6次上尾市総合計画」(令和3(2021)～12(2030)年度)においては、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「SDGs[※]」について市全体で取り組むべく、配慮した計画とした。その中で、人権擁護や男女共同参画に係る基本方向として「誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」が設定されており、依然として続いている人権問題に加え新たに発生した人権課題への対応や、人権教育・啓発の充実、男女共同参画意識の高揚等を掲げて総合的に推進することが掲げられている。この総合計画の方向性、および前述のような国内外の人権に関わる社会情勢を鑑み、本指針を改訂し、人権課題の解決に向け取り組んでいく。

(5) 人権に関する北足立郡内の市民の意識

指針の策定にあたっては、人権に関する市民の意識を十分考慮して策定する必要がある。そこで、上尾市を含む近隣14市町で構成された北足立郡市町同和対策推進協議会が、住民の人権意識の把握を目的として令和元(2019)年に実施した人権意識調査を参考にした。(標本数2,700人、回収数938人、回収率34.7%。この調査は、以降「北足立郡住民意識調査」と記す)

なお、「北足立郡住民意識調査」の結果概要は以下のとおりである。

- ・今の日本は、基本的人権が尊重されている社会か という問いに対しては、40%が「そう思う」、38%が「どちらともいえない」、16%が「そうは思わない」と答えている。

- 国民の人権意識は以前に比べ、高くなっているか という問いに対しては、46%が「そう思う」、31%が「どちらとも言えない」、17%が「そうは思わない」となっており、人権尊重意識が高くなっていると回答する人が多い。
- 今までに、自身の人権が侵害されたと思われたことがあるか に対しては、21%が「ある」、62%が「ない」と答えている。
- 人権が侵害された内容 のトップ3は、58%が「学校・職場・地域での不当な待遇や言動」、46%が「あらぬ噂や悪口・陰口」、26%が「名誉や信用を傷つけられた、侮辱」と答えている。
- 人権が侵害された場合どのような対応をしたか に対しては、60%が「黙って我慢した」、36%が「友達・同僚・教師等に相談」、30%が「家族・親戚に相談」、18%が「自分で解決」と回答しており、「公共機関に相談」や「警察に相談」は、ともに6%前後である。
- 近ごろ、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきたと思うか との問いに対しては、68%が「そう思う」、23%が「どちらとも言えない」、6%が「そうは思わない」と回答している。
- 今後市町が人権問題の解決に向けて、取り組むべきこと に対しては、42%が「社会的な弱者に対する支援、救済の充実」、同じく42%が「人権侵害被害者救済制度の充実」、39%が「学校における人権教育の推進」、38%が「幼児期から、多様な個性を認め合えるような教育の推進」、30%が「相談機能の充実」、24%が「啓発の推進」と回答している。

こうした調査結果を見ると、人権が侵害された際の支援・救済制度の整備や、人権教育・啓発の一層の推進が課題となっていることが分かり、今後の人権施策の推進にあたり十分留意して進める必要がある。

第2章 指針の基本的な考え方

1 人権施策の基本理念

人権施策の基本理念は、上尾市人権尊重都市宣言に掲げているように「あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築く」ことである。

このような人権が尊重される社会とは、次のようなことが実現されている社会である。

(1) 一人ひとりが個人として尊重される社会

一人ひとりが尊厳を持ったかけがえのない存在として尊重されていること。

(2) 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべての人間が平等であり、性のあり方・年齢・人種・民族・国籍・社会的身分・信条・門地・障害の有無等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力が十分に発揮できる機会が確保されていること。

(3) 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

一人ひとりの人格や個性を認め合い、さまざまな文化を理解し、お互いを尊重しながら、共に生きる社会が築かれていること。また社会的支援を必要とする人が地域社会の中で自立できる環境が整っていること。

2 人権施策展開の視点

(1) 共生社会の視点

「北足立郡住民意識調査」の結果から、未だに人権侵害の事例が一定数あり、かつその内容が地域における噂や他人から悪口、職場・学校における不当な待遇など、地域社会の中で人権侵害が多く発生しているという特徴が見られる。

地域において一人ひとりが他人の人権に配慮することがなければ、人権尊重社会の形成を実現することは難しい。人権施策の推進にあたっては、人々が共存の意識を持ちお互いに支え合う視点を獲得できるよう工夫することが重要である。

(2) 総合的な取り組みによる推進

市ではこれまで、女性、子ども、高齢者、障害児・者、同和問題、性の多様性など人権に関わる問題を解決するために、その問題が抱える経過と状況を踏まえて施策を展開している。

しかし、現在の人権問題はそれぞれの分野が複合化したり、新たな課題が生じたりと複雑化・多様化しており、これまでのように課題ごとの施策だけでは十分に対応できなくなっている。

今後は、既存の個別課題に対する施策の成果を踏まえつつ、人権問題の解決に共通する観点から新たな課題に対しても、総合的な取り組みを展開していく必要がある。

(3) 市民、NPO、企業等の参加

一人ひとりの人権が尊重される地域社会を築いていくために市民、NPO^{*}、企業等の多様で多角的な社会参加を通じて、連帯しながら推進していくことがますます重要になっている。市内には、さまざまな人権課題に対して、その解決のために活動している団体が存在しており、今後人権施策を効果的に進めるために、市民や企業を含めた民間団体・グループと行政の適切な役割分担を確立し、連携体制を進めていくことが大切である。

3 目標年次

人権施策を推進するためには、長期的な視点に立ち持続的な取り組みが必要であることから、概ね10年程度を見通したものとすることが適当である。

なお、社会情勢等の著しい変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要もある。

第3章 人権施策の具体的な取り組み

1 人権教育・人権啓発

(1) 人権教育

人権教育とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)*」第2条において、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動と定義されている。これまでの同和教育で確立された推進体制や教育活動の成果を踏まえ、「上尾市人権尊重都市宣言」、「上尾市人権施策推進指針」、「上尾市人権教育推進プラン(基本計画)」などの理念に基づき、さまざまな人権問題に関わる差別意識の解消を図ることはもとより、すべての人の基本的人権を尊重するための人権教育を進める必要がある。

令和2(2020)年10月から11月の期間に埼玉県が実施した「人権に関する県民意識調査」(標本数5,000人、回収数2,699人、回収率54.0%)では、人権尊重社会の実現のために、「学校における人権教育の充実」、「幼児の時から多様な個性を認め合える教育の推進」等に強い期待が寄せられていることが明らかになっている。

また、令和元(2019)年の北足立郡住民意識調査では、市町が人権問題の解決に向けて取り組むべきことについて、「学校における人権教育の推進」が前回比で5ポイント以上増加しており、要望が高まっていることが分かる。

したがって、今後は、幼児から高齢者までの年齢層に合わせて、家庭・学校・地域を通じて、人権尊重の視点に立った一人ひとりを大切にする教育を総合的に推進する。

人権教育の効果的な推進のためには、さまざまな課題に焦点を当てたプログラムを作成する他、多様な手法で人権教育を展開できるような教材や資料を作成する必要がある。

また管理職をはじめ人権教育において指導的立場にある職員が、積極的に人権研修を実施し、教職員及び社会教育関係職員の資質を高めることが重要である。

これらの施策の推進のため、教育委員会は平成19(2007)年3月に「上尾市人権教育推進プラン(基本計画)」を策定し、その後、近年の社会情勢の変化により顕在化する人権課題に対応するとともに、新しい法令等との整合性を図るため、平成29(2017)年3月に一部改訂している。

さらに、平成15(2003)年に人権教育推進協議会を設置し、人権教育を学校教育・社会教育を通して生涯にわたる教育として位置づけ、計画的に上尾市人権教育推進プランの進行管理を行っている。

また、平成15(2003)年4月より名称を変更した2か所の人権教育集会所については、同和教育をはじめとするさまざまな人権教育の充実や、人権が尊重された、差別のない明るいまちづくりをめざす拠点施設として、今後も活用を図っていく。

① 学校教育における人権教育

学校における同和教育は、昭和48(1973)年以来、同和地区の学校では就学保障、学力保障、進路保障及び同和問題学習として取り組まれてきた。その結果、就学・学力・進路の面ではほぼ格差を解消することができた。また、市内すべての小・中学校で児童生徒を対象に取り組んできた同和問題学習の効果もあって、かつて地域社会の中に存在した同和地区に対する明らかな差別意識は減少し、児童生徒の誤解や偏見・差別意識も解消に向かっている。

しかし、いじめや問題行動、少年犯罪に見られるように、児童生徒の人権意識は高いとは言えず、むしろ希薄化している一面もある。こうした状況を改善するためには、これまでの同和問題の理解のために他の人権問題も取り上げてきた手法を基礎にして、インターネット・SNS上の人権やLGBT*に関する人権等さまざまな分野の人権教育を進め、差別意識の解消に向けた取り組みを行うことが必要となる。

学校における人権教育は、すべての児童生徒を対象にその発達の段階に応じた学習を進め、人権問題を正しく理解し、その課題解決に向けて行動できる児童生徒の育成を図るものである。

そのため市内の小・中学校において、地域や学校の実態を踏まえ、具体的な人権教育目標を設定するとともに、すべての教育活動との関連を図った全体計画や年間指導計画を作成し、人権教育を具体的・計画的に推進する。

また、実践的な研究を行うとともに、『人権感覚育成プログラム』や人権教育資料『人権教育に関する実践指導資料』等を活用し、参加体験型学習など児童生徒の主体的な学習活動を促すよう、内容や指導方法を工夫する。

さらに校長・教頭をはじめ、学校の教職員が高い人権意識や豊かな人権感覚を持ち、全教育活動をとおして組織的・意図的に人権教育を推進することが大切である。そのために人権教育に関わる管理職研修や教職員研修、現地研修を計画的・継続的に実施し、教職員の資質向上を図り、豊かな人権教育の実現に努める。

このほか、基本的人権の一つである学校教育を受ける権利の保障のため、教育相談の充実、不登校や問題行動への対策、スクールカウンセラー*の活用を図る。

また、各学校が家庭及び地域社会、関係機関と連携を密にし、人権教育のねらいや内容、方法等について、保護者や地域の人々の理解を図るとともに啓発に努める。

② 社会教育における人権教育

社会教育でこれまで中心に位置づけられてきた人権教育は、講座・講演会の形式と市民グループへの学習指導という形式で取り組まれてきた。市民全体を対象にした事業として人権問題講演会や6か所の公民館で開かれる人権講座は、広く人権意識の高揚を企図してさまざまな人権課題を取り上げてきた。

また、2か所の人権教育集会所では、①偏見・差別のない明るい地域社会をつくること、②教養を高めること、③人権問題の認識と理解を深めること、を目的に事業

を行っている。さらに、集会所を利用するグループを対象に、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について自主的な研修会を実施している。図書館では、人権週間に合わせて人権関連の図書の特設展示するほか、人権啓発映画の上映会を成人向け、子ども向けに分けてきめ細かく開催してきた。

こうした長年にわたる取り組みの結果、「差別を許さない」という意識が徐々に醸成されてきたといえる。今後も人種や民族、家柄、職業、学歴などに対する偏見や日常の中の不合理な考えや行動を正す行動規範と結びつけていく人権教育・人権学習がますます重要である。そして、さまざまな人権問題の解決をめざして人権教育を進めるにあたっては、これまで培ってきた手法や機会を継承し、発展させていく必要がある。

そのため、事業の企画にあたっては、講座・講演のみでなく、参加型・体験型の手法を取り入れ、さまざまな角度から人権について学ぶことができるよう工夫し、効果を高めるとともに参加者の学習意欲を高めることが大切である。

さらに人権学習資料の作成や学習方法の指導・支援など、市民自らが人権学習に取り組めるよう「上尾市生涯学習基本構想・基本計画」による学習環境の整備に努める。そして、人権教育全体の推進を保障するために社会教育に関わる職員の研修を充実させるほか、人権教育の成果の蓄積と継承に努める。

これらの取り組みを推進するにあたり、人権教育集会所は、人権教育及び人権問題に関わる市民活動の拠点とするため、市民が利用しやすい施設整備や維持管理、指導職員の配置等、今後も引き続き取り組んでいくことが重要である。

(2) 人権啓発

人権啓発とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)*」の第2条に、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く)と定義されている。

人権啓発の特徴は、市民に人権問題への関心を呼び起こさせ、市民の疑問や知りたいという要求に応えることで、地域や市民の中に人権の視点に立った考え方や行動を根付かせていくことにある。これまで取り組んできた手法と積み上げてきた成果を踏まえて、人権に関する国際的潮流と日本国憲法に定められた理念を普遍化するような啓発活動が必要である。

啓発活動にあたっては、法の下での平等・人権尊重とは何かといった普遍的視点から取り組む方法と、各種人権課題を取り上げて個別的視点から取り組む方法を組み合わせるなどの多角的な視点が必要である。その際、新たに発生した人権課題も受けとめることができるよう、常に国内外の社会の動きに留意する努力も欠かしてはならない。

また知識を提供するだけでなく、市民が人権課題を自分のこととして捉え、地域社会の中で人権尊重の意識を持って実際の行動に移せるよう、建設的な啓発の手法や資料の作成が求められる。

実際に啓発活動を推進する際は、「さいたま人権啓発活動地域ネットワーク協議会^{*}」などの関係機関との連携はもとより、地域の自治会組織、NPO^{*}等人権団体・グループ、企業などと密接な連携を図り、相互の連帯・協働体制を構築して、幅広い取り組みを進めることが一層効果的である。

さらに、各種団体や企業に対しては啓発の対象とするだけでなく、団体や企業自らが啓発活動の発信主体となるような方向で積極的に支援していくことも重要な課題である。

(3) 職員に対する人権研修

行政の業務は人権と密接に関連しており、執行にあたっては、市民の意見や要望に耳を傾け、人権を尊重する姿勢が求められる。公務員として求められる人権感覚を身に付けるため、職員に対する人権研修を実施している。住民の価値観の多様化やニーズの高度化など社会の変化に伴い、職員へ啓発すべき人権課題も多様になっており、社会的要請を踏まえた職員研修を行う必要がある。

現在、職員に対する人権研修は、新規採用職員研修をはじめ階層別研修で取り組んでいる他、各課で実施する研修においても人権に関わる問題が取り上げられている。

また、職員の日常業務において必要とされる人権感覚の指針として、平成22(2010)年度に「人権に配慮した市役所になるための手引き」を作成し、平成28(2016)年度に改訂を行った。今後も、見直しを行いながら、庁内で周知を図っていく必要がある。

2 相談・支援・救済

(1) 現状と課題

上尾市では、行政に関する相談や家庭・地域内の問題についての一般総合相談窓口を設置するとともに、女性や子どもをはじめ、障害者、高齢者等の福祉に関する相談・支援、外国人のための生活全般の問題に対する相談や教育に関する相談の窓口を設置している。

一方、「北足立郡住民意識調査」の結果によると、人権侵害を受けたことがある人で公共機関（県・市町村・法務局・人権擁護委員）に相談をしている人は、6%以下である。また、人権侵害を受けても、何もせず黙って我慢した人が約60%となっているという状況であった。

このことは、公共機関の人権相談窓口を知らなかったり、相談をすること自体難しい人が多数存在していたりすることの反映であると考えられる。したがって、今後は相談窓口を広く周知するとともに、多様化・複雑化する相談に対応できるよう、相談員及び相談に関わる職員の資質の向上を図ることが重要である。

(2) 今後の方向

市は、これまで実施してきた女性、子どもの人権など各部署の相談・支援事業の成果を踏まえ、ますます複雑・多様化する相談に対して迅速かつ総合的に対応するために、相談・支援事業を進める関係職員、特に相談担当者は、人権関係の豊富な知識や専門的な技術などを高めることが重要である。

加えて、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障害者への虐待をはじめ各分野の相談窓口を充実するとともに、各分野における相談・支援のネットワークを築くため庁内連絡体制を整備し、救済機関との迅速な連携体制の強化を図る必要がある。

また、分野ごとに人権侵害に対する具体的な救済の手立てについて、つねに研究することも必要である。

一方においては、相談窓口や相談機関を明記した冊子やパンフレットを作成し、市民に対し広く周知に努める。

今後は、弁護士会や関係機関との連携はもとより、地域のNPO*等人権団体・市民グループ、保健・医療・福祉機関、社会福祉協議会などと密接な連携を図り、相互の協働体制を構築して、相談・支援体制の幅広い取り組みを進めることが必要である。

3 市民・NPO・企業・大学との協働

これまで人権に関わる事業は、行政と民間のNPO等の人権団体が実施してきているが、それぞれの実施主体が個々に独立して活動している状況が主である。

人権課題が多様化し人権侵害事例も増大していくことが予想される昨今の状況において、それぞれの課題解決に取り組んできた知識や経験を有しているNPO等人権団体との連携や協働が不可欠であり、時代の変化に対応したパートナーシップの確立が求められてくる。

また、企業や大学なども人権擁護に取り組む主体の一つであり、前述のような様々な機関が一体となり、広く社会全体で人権を守る仕組みをつくることが重要である。

第4章 分野別人権施策の推進

1 女性

市では平成4(1992)年に、豊かで平和な男女共同参画社会の実現を目標とした「あげお女性計画」を策定し、男女共同参画に関する本格的な取り組みを開始した。

平成19(2007)年には、市と市民、および事業者が協働し、男女共同参画社会の実現をより推進するため「上尾市男女共同参画推進条例」を制定した。この条例には、男女共同参画を推進するための基本理念が示されており、その理念に基づき様々な施策の推進を図ってきた。

しかし、今日なお社会には「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割分担を固定的にとらえる意識が根強く残存しており、このことが家庭や職場における様々な男女差別を生む要因となっている。

また、配偶者、パートナー等からの暴力(DV^{*}=ドメスティック・バイオレンス)や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント^{*}、性犯罪など女性の人権を侵害する暴力行為は深刻な社会問題となっている。さらに若い世代における交際相手からの暴力(デートDV^{*})や、スマートフォン・SNSの普及に伴う新たな形態の被害が発生している。女性の尊厳を保ち人権を守るために、早急に解決しなければならない。

平成19(2007)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(DV法)^{*}」が制定され、市町村における基本計画の策定などが努力義務とされるなど、対策の強化が求められている。

そのような中、令和3(2021)年3月に策定された「第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」では、「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援」に加え、「多様な生き方を尊重できる社会実現に向けた取組の推進」や「あらゆる分野における女性の参画の推進と支援」なども重点項目の一つに挙げ、性別や性的指向・性自認等に関わらず、個性と能力を十分に発揮することができ、多様な生き方を尊重しあえる社会の実現を目指している。

そのためには、関係機関との連携を強化し、相談体制や被害者の自立支援体制の充実や、若い世代からの教育や啓発活動を行うことが重要である。

2 子ども

近年、子どもたちを取り巻く環境は、都市化、少子化、核家族化などの進展、また経済状況の悪化に伴い、家庭での教育力・養育力の低下や地域社会における人間関係の希薄化など、子どもの生活や子育てそのものにも大きな影響を及ぼし、子どもたちをめぐる問題は複雑化、多様化してきている。

とりわけ、児童虐待の問題は深刻である。身体に暴行を加える「身体的虐待」、放置や遺棄など適切な養育をしない「ネグレクト*」、そして言葉や態度による攻撃や無視、きょうだい間での差別や子どもの前で暴力行為を見せる「心理的虐待」など、児童虐待の事件が社会問題となっている。

また、学校や児童福祉施設などで起きるいじめや体罰はもとより、児童買春や児童ポルノなど、子どもが標的にされる事件は後を絶たない。

このような現状を変えていくためには、大人は子どもを守り育てる責任を負っていること、子育てや子どもをめぐる問題は社会全体で解決すべきものであることを基本に、子どもの人権を理解し尊重するよう努めなければならない。

また、令和2(2020)年4月の児童福祉法等の一部改正法施行により、子どもへの体罰が許されないことがルール化された。子どもの権利が守られる体罰がない社会を実現していくためには、子育て中の保護者だけではなく、市民一人ひとりが意識を変えていくことが必要であり、子育て中の保護者に対する支援を含めて社会全体で取り組んでいくことが重要である。

市では、平成15(2003)年に「上尾市子ども憲章」を制定し、さらに令和2(2020)年に「第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちづくり」を基本理念に掲げ、妊娠・出産や子どもの健やかな成長を支援し、子どもたちの笑顔があふれ、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てすることができるまちづくりを進めている。また、保育所では「人権保育基本方針*」に基づいて、豊かな人間性を持った子どもを育てる保育を実践している。

深刻な問題となっている児童虐待に対しては、上尾市子ども支援ネットワーク(要保護児童地域対策協議会)の構成機関が適切に連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応及び虐待予防などを行っている。

また、保健・医療・福祉の充実を図るとともに、子育て家庭支援の場でもある保育所、学童保育所、地域子育て支援拠点事業の充実を進めることが大切である。さらに、今の子どもたちに欠けているといわれる大切な遊びと豊かな体験、交流活動の場である公民館、児童館、自然学習館の整備充実が望まれる。

子育てに悩みながら誰にも相談できず、地域で孤立している家庭は多い。相談機会及び体制の充実に努めるとともに子育てサークル活動を育成し、地域における子育て支援ネットワークを構築することが重要である。

また、子どもの貧困、不登校、いじめや青少年の非行問題についても、それぞれ相談・支援体制を充実するとともに、学校や家庭・地域及び関連団体との連携など、きめ細やかな施策を展開することが求められている。

3 高齢者

市における高齢化率（総人口に占める65歳以上人口割合）は、年々増加を続け、令和2（2020）年には27.4%となっている。また、高齢者のいる世帯のうち過半数が高齢者のみ世帯・単身世帯となっており、「老老介護^{*}」などの高齢者を介護する人が過大な介護負担を強いられるなどの問題も指摘されている。今後ますます増加が見込まれる認知症高齢者の支援の問題にも目を向けていかねばならない。

多くの高齢者は健康であり、積極的に社会参加を行っているが、疾病や障害により長期にわたって介護を必要とする人々には、自分の意思が尊重されるような適切な介護サービスが提供されなければならない。

そのような中、家庭、地域や施設において、高齢者に適切な介護が提供されない「介護放棄」、暴力を加えられる「身体的虐待」、言葉の暴力により精神的に追い詰められる「心理的虐待」、そして資産を勝手に使われたり処分されたりする「経済的虐待」など、高齢者に関するさまざまな人権侵害を防止するため、平成18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が施行された。今後は、高齢者の尊厳を守る視点から、高齢者の権利擁護とともに虐待や差別の防止を図り、身近な地域で相談・支援が受けられる体制の構築を推進する。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支える重層的な支援体制の整備が求められている。地域における身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターの充実を図る等、関係団体等と連携し、身近な地域で相談・支援が受けられる体制を構築する。

高齢者の人権について理解を深め、世代間の相互理解を深める教育・啓発活動に取り組むとともに、高齢者に対する介護サービスの整備や質の向上を図り、保健・医療・福祉や地域社会が連携して高齢者を支援する体制を整備する。また、相談体制を充実し、高齢者だけでなく介護する家族への支援を推進する。

令和元（2019）年に閣議決定された認知症施策推進大綱を踏まえ、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられる社会」を目指し、認知症の人やその家族を支援する体制を整え、人材の育成に努める。

特に、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力の不十分な人が安心して社会生活を営み、その権利が擁護されるよう、成年後見制度^{*}や日常生活自立支援事業^{*}の利用を促進する。

そして、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めるため、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン^{*}によるまちづくりを推進する。

4 障害者

国では、平成23(2011)年の障害者基本法の改正により、地域社会における共生等が基本理念として規定された。また、平成24(2012)年10月に「障害者虐待防止法」が施行され、虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置が図られた。さらに、平成28年(2016)4月に「障害者差別解消法^{*}」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供など、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置が図られた。

このような状況から、市では、ノーマライゼーション^{*}とソーシャルインクルージョン^{*}の理念を踏まえ、平成30(2018)年に「上尾市障害者支援計画」を策定し、障害のある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を基本理念と定め、人権の尊重を基本目標の1つとしている。こうしたこれまでの取り組みを通して障害者への理解の広がりとともに、障害者の社会参加に向けた条件整備が進んでいるが、偏見や差別意識による「心の障壁」、交通機関、道路、建物などの「物理的な障壁」、資格、免許などの「制度的な障壁」、そして「コミュニケーションや情報の障壁」などが指摘されている。

ノーマライゼーションを実現していくためには、バリアフリー^{*}化の取り組みを推進するとともに、障害の有無にかかわらず、ともに暮せる地域社会を作り上げることが必要であり、障害者を受け入れる地域のあり方が問われている。引き続き、障害に対する正しい理解や障害者の人権についての認識を深める教育啓発活動とあわせて、交流を通じて相互理解を深め、障害者が住みなれた地域社会の中でいきいきと生活していけるよう、福祉・保健・医療が地域と連携して総合的に支援していくことが重要である。

そして、障害者の自立と社会参加を促進するため、障害の内容と程度に応じて就労訓練や就業の場の確保へ向けて支援を行う。

また、障害者が地域で安心して生活できるよう権利擁護に係る相談や福祉サービスの利用の援助やこれらのサービスに関する苦情解決機関の整備を図る。

さらに障害者が暮らしやすい環境を整備するため、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン^{*}によるまちづくりを推進する。

5 同和問題

国は、同和地区の生活環境等の向上は一定の成果に達したとして、平成14(2002)年3月、特別対策としての同和対策を終了し、残された課題を解決するため、一般対策として同和対策を推進することとした。

しかし、劣悪な生活環境に対する物的な対策は一定程度推進されたものの、心理的な差別意識や差別発言などの実態的な差別が未だに見られることから、平成28(2016)年に「部落差別解消推進法^{*}」が施行された。この法律には、部落差別は現存しており許されないものであることや、国や地方自治体の責務が明記されている。

法律に基づいて国が平成30(2018)年から令和元(2019)年にかけて国が実施した国民の部落差別に係る意識調査では、結婚や就職に際して未だに忌避意識が残存していたり、部落差別は未だにあると認識している人が多数を占めるなどの結果が出ており、部落差別の現状を改めて認識する機会となった。

実際、社会においては不動産売買に絡む土地差別や差別を目的とした戸籍の不正取得などの差別事案の他、同和問題を口実として何らかの利益を得るために不当な要求を行う「えせ同和行為^{*}」などの差別を助長する行為が発生している。特に近年においてはインターネットを悪用した差別情報の流布や、差別文書を学校・住宅地など人目に付きやすいところにばら撒くなどの陰湿な差別事案が発生している。

同和問題の解決にあたっては、上記のような差別事案が起らないよう、かつ悪意のある情報に触れても差別を行わないよう、正しい知識を獲得する啓発が必要である他、次世代を担う児童生徒が誤った知識や偏見を抱かないよう、同和問題の正しい歴史的背景や経緯から学ぶ同和教育が非常に重要となり、今後も発達段階を踏まえながら計画的に推進する必要がある。

6 外国人

市内には多様な国籍、在留資格、年代の外国籍市民(令和3(2021)年2月1日現在、3,932人)が暮らしている。

国は平成18(2006)年に「地域における多文化共生^{*}推進プラン」を各地方自治体に通知し、上尾市でも平成24(2012)年に「上尾市多文化共生推進計画」を策定し、多言語での情報提供や相談体制の充実に取り組んできた。また、上尾市国際交流協会(AGA)^{*}の協力を得ながら、外国人のための日本語教室の開催、日本文化の紹介、外国人市民による外国の文化紹介など市の多文化共生の推進のための施策を行ってきた。

平成28(2016)年には、特定の国籍や民族であることを理由に差別的言動をおこなうヘイトスピーチ^{*}が社会問題となっていることを背景に、「ヘイトスピーチ解消法^{*}」が施行され、国や地方自治体に対し相談体制の整備や教育・啓発の充実を求めている。

また平成31(2019)年4月に施行された改正入管法では日本の少子高齢化による人材不足に対応するため、労働の担い手として外国人を受け入れる制度の運用が始まった。外国人の定住化の傾向は依然強く、「単身・短期間の労働力」ではなく、「家族を築き地域で暮らす住民」として認識する必要がある。そのためには教育、医療、

災害時など緊急時の情報伝達など、社会インフラの迅速な整備が求められると同時に、多文化共生^{*}の推進によって地域の継続性が可能となることを日本人市民が認識できることも重要である。

さらに日本語学習機会の提供や多言語による相談体制の充実、外国籍の子どもに教育を受ける権利を保障する環境を整備していく必要がある。

今後はすべての人が文化の違いを認め合い、お互いを助け合う地域社会の構成員として活躍できる環境を整備し、共に豊かに暮らせる多文化共生社会を創り上げていくことが求められている。

7 感染症等(新型コロナウイルス・HIV・ハンセン病等)に関わる人権

HIV^{*}感染症・エイズ^{*}、ハンセン病^{*}などの感染症については、病気や感染経路に対する知識不足や偏見から、感染した人に対して差別的な言動を行ったり、療養所に入所している人の社会復帰が困難であったりするなどの人権侵害が発生している。HIVには日常的な接触では感染しないことや、ハンセン病は感染しても発病することはまれで、適切な治療により後遺症も残らずに治癒することなどの正しい知識を広く啓発することが重要である。

令和元(2019)年末頃から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)についても、正しい知識が何であるかという世界的な共通認識が形成される間もなくメディアやインターネットなどを通して非常に多くの情報が溢れたため、感染した人やその家族、また医療従事者に対する誹謗中傷や不当な取り扱いが発生したり、個人や店舗についての悪意ある情報がインターネットに掲載されるなど、誤った情報に基づいた差別行為が多発した。また、ワクチン接種の強制や接種しないことに対する不当な扱いや差別行為も発生した。

各感染症に対する偏見を解消するための啓発を推進していくとともに、今後新たに感染症が発生した場合についても、冷静かつ適切に対応するための啓発や教育が必要とされている。

8 アイヌ民族

アイヌ民族は圧倒的少数であるがゆえに、歴史的な経緯や制度の中でさまざまな差別を受け、財産だけでなく民族固有の文化や伝統が多く失われてきた。

明治32(1899)年に制定された「北海道旧土人保護法^{*}」は貧困に苦しむアイヌ民族の保護を名目として作られたが、実際には日本国民と同化させることを目的としたものであり、結果的にはアイヌ民族が古くから占有していた土地を没収する根拠となった。

この法律は平成9(1997)年に「アイヌ文化振興法^{*}」が施行されるまで続いたが、平成19(2007)年の「先住民族の権利に関する国連宣言^{*}」をきっかけに、平成20(2008)年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択され、アイヌ民族が先住民族として国の内外でようやく認められることとなった。

またアイヌ文化の一層の復興や遺骨・副葬品の返還等を主旨とした「アイヌ文化の復興等を推進するための民族共生の象徴となる空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」が平成26(2014)年6月に閣議決定され、平成29(2017)年に一部変更されている他、令和元(2019)年5月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律^{*}」が施行され、アイヌ文化の振興についての施策を継続的に推進しているところである。

しかし、未だにアイヌ民族に対する無理解や配慮の欠如から生じる差別的な表現がメディアなどで見られるなど、啓発が充分とは言えない状態となっている。アイヌ民族の人権を尊重し、また多文化共生^{*}の観点から、アイヌ民族の文化や伝統、歴史を正しく理解するための人権教育・啓発が必要となっている。

9 インターネットによる人権侵害

パソコンやスマートフォンなどの急速な普及に伴い、インターネットを活用した情報の収集や発信、人とのコミュニケーションが容易になり、私たちの生活における利便性は飛躍的に向上した。

しかし、その情報発信の容易さや匿名性を悪用し、他人に対する誹謗中傷を掲載したり、差別を助長する情報が拡散してしまうなどの人権侵害が発生している。一度インターネット上に掲載された情報は削除することが難しく、長期的に反復して差別情報に晒されるなど、深刻な問題となっている。

また悪意のある情報の掲載だけでなく、青少年が違法薬物や性被害などに巻き込まれたり、高齢者が詐欺被害に遭うなど犯罪の温床になるケースや、特に緊急時などの重要な情報について、インターネットに慣れた人と慣れてない人との間で情報の取得に格差が生じてしまうなど、インターネットに関わる人権問題は多岐に渡っている。

インターネットで正しく情報を受信・発信するための啓発は、年代を問わず広く推進していくことが求められている。

10 北朝鮮当局による拉致問題

平成14(2002)年9月に北朝鮮は日本人の拉致を初めて認め、同年10月に5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者については、いまだ安否に関する信頼のける情報はない。

国はこれまでに17名を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、さらにこの他にも拉致の可能性を排除できない特定失踪者と呼ばれる人が数多く存在する。

県においても、国が認定した拉致被害者1名を含め、少なくとも21名の安否が確認されていない状況となっている。

平成18(2006)年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、拉致問題に関する啓発を図ることが国及び地方公共団体の責務と定められている。

上尾市においても、拉致問題講演会をはじめとする啓発活動を行っている。引き続き、拉致問題の解決を願う被害者家族の思いや、拉致問題の実態について多くの人に啓発をしていくことが必要である。

11 災害時における人権侵害

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故をはじめ、全国各地で発生した地震や豪雨により、これまで多くの人命が奪われ、人々の暮らしが一変する事態が起こっている。

災害が発生した際、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりするなど、根拠のない思い込みや偏見による人権侵害が起こっている。

また、被災した人たちが自主的な避難のために訪れた避難所においても、子どもや高齢者、障害のある人や外国籍の人など災害時に支援や配慮が必要な人の避難所生活での配慮不足が問題になっている。

災害時の避難所では、要配慮者や女性の人権を守るため、プライバシーの確保や解りやすいトイレ等の表示板の設置に努めると共に、セクシャルハラスメントや性犯罪を予防するため、男女別の更衣室やトイレ、授乳場所等の設置場所に配慮する必要がある。

災害時にこそ、すべての人の人権が適切に守られるよう、人権への配慮について関心と認識を深めることが必要である。

12 性の多様性に関わる人権

個人の性のあり方には、生物学的な身体（戸籍上の）性・心の性・好きになる性（性的指向）・表現する性など様々な側面があり、これらの組み合わせにより非常に多岐に渡る。

性のあり方がこれまで社会の中で少数派であるとされてきた「LGBT^{*}」の人々は、社会に蔓延する偏見や先入観により様々な人権侵害に晒されている。

例えば、就職の際に LGBT であることをカミングアウト^{*}した途端に面接を打ち切られたり内定が取り消されたりする、家庭や地域の中で戸籍の性と見た目の性が違うために迫害を受けるなどである。また明確な悪意を持った差別でなくとも、正しい知識が不足しているがゆえに施設やサービスが利用できなかつたり、日常の会話やメディアの中で異性との恋愛・結婚が前提であるような話題や、同性が好きであることを揶揄するような表現に触れて精神的な苦痛を受けることも多い。

特に、自身の性のあり方をカミングアウトした後に、同意を得ずに周囲の人間に暴露されてしまう「アウティング^{*}」の被害を受けた人が、自ら命を絶ってしまうなどの深刻なケースも発生している。良かれと思って相談者の家族や職場などの関係先に情報を提供することもアウティングになる。

LGBT の考え方とともに、誰もがそれぞれ持っている性のあり方を表す「SOGI・SOGIE^{*}」の考え方も近年広まりつつある。好きになる性や性自認に関して不当な扱いをすることを「SOGI ハラスメント^{*}」といい、職場や学校などにおいて戸籍上の性別に合わせた装いを強要し、従わない場合に不利な扱いをする・性のあり方について侮辱的な言動を行うなどが SOGI ハラスメントの一例である。

上尾市においては、性の多様性に配慮した市政を行うため、平成 23（2011）年に制度上不必要な性別記載の見直しを全庁的に行った。また性の多様性についての理解が広がり、多様性を認め合う人権尊重社会が実現すること目指し、令和 3（2021）年 3 月から「上尾市パートナーシップ宣誓制度^{*}」を開始した。

今後も社会全体で性の多様性についての正しい認識を持つことができるよう、啓発資料の作成や市ホームページを活用した啓発や教育を引き続き行う必要がある。

13 さまざまな人権問題

人権問題には、これまで挙げた問題以外にも、非常に多くの課題がある。

例えば、犯罪被害者やその家族について、事件そのものの直接的な被害だけでなく、事件後の配慮に欠けた取材や、被害の体験がいきなり思い出される精神的被害など様々な二次的被害に苦しめられている。

また刑を終えて出所した人に対する拒否感情や偏見は強く、出所後に住居の確保や就職が難しくなり社会復帰が阻害されたり、揶揄する目的で本人や自宅の撮影をする・悪意のある噂を流布したりするなどのプライバシー侵害が発生したりしている。刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑に社会復帰ができるよう、保護司への支援などの施策を続けるとともに啓発活動の推進に努める必要がある。

失業や家庭問題など様々な原因により、ホームレス^{*}となることを余儀なくされている人たちについて、社会性の欠如や否定的な先入観による嫌がらせや暴行、殺人などの人権侵害も起きている。一度ホームレスになると、自立の意欲はあってもなかなか元の生活に戻れない現実があるため、誤った先入観、認識を解消するための啓発や自立の支援が課題になっている。

今後も社会情勢の変化に伴って新たな人権問題が生じる可能性は大いにある。それぞれの人権問題に対しての認識を高めるとともに、国や県の動向を把握し、関係機関と連携しながら柔軟に対応していく必要がある。

第5章 指針の推進

1 庁内の推進体制

(1) 人権推進担当課の機能充実

市として人権施策を総合的・計画的に推進するにあたり、人権推進担当課はその要としての役割を担い、分野別の人権施策についても総合的に調整する機能を有することが必要になる。

具体的には、

- ① 人権侵害救済や啓発に関する法律等、法務省人権擁護機関の法制度に基づいた施策の推進、諸事業の推進及び県、近隣市町との連携。
- ② 人権課題に取り組む市民の代表による「人権施策推進協議会」の運営と人権施策推進の基本計画の策定と推進。
- ③ 地域のNPO^{*}等人権団体・グループのネットワーク化の促進。
- ④ 庁内の横断的推進組織である人権施策推進会議の運営及び人権施策の企画立案。
- ⑤ 人権施策を効果的に推進する上での諸課題、すなわち、
 - ・ 新たな人権課題や啓発手法の調査研究。
 - ・ 人権教育啓発のリーダーの養成と活用。
 - ・ 人権相談・支援体制の有機的ネットワークの構築。
 - ・ 人権の視点から行政を見直すマニュアルの作成。

以上のような人権全般に関する統括的な権限を持つセクションとして、その機能を充実することが求められる。

(2) 人権施策推進会議

人権の視点に立った行政を推進するにあたり、各施策の整合性と連携を図りつつ、分野別の施策や枠組みを超えて全庁的な推進体制を整備するために、人権施策推進会議を平成17（2005）年に設置した。

2 人権施策推進協議会

平成15（2003）年4月に条例設置された人権施策推進協議会は、市における人権施策についての指針を策定した後も大きな役割が与えられた。

人権施策推進指針の計画的実行の進行管理をするとともに、社会環境の変化にともなう新たな人権課題に的確に対応した施策を策定していくためにも、協議会のさらなる充実が必要となる。

協議会は人権問題に取り組む市民や人権団体、関係機関、保健・医療・福祉機関、教育関係者、企業、人権問題に造詣の深い有識者など幅広い人材を持って構成されており、多方面にわたる調査研究と活発な議論を深めていくことが大切となる。

3 県・近隣自治体・民間団体との連携

人権問題は行政区域を超えて発生する場合がある。広域的な対応が求められる場合は、県・近隣自治体と協力する必要がある。今後広域的な連携体制を強化する必要がある。そのためにも国や県に対して制度や財政面での適切な取り組みを求めることも重要である。

また、一人ひとりの人権が尊重された地域社会の実現に向けて、総合的な人権施策を推進するためには、行政の取り組みだけではなく民間での取り組みが一層重要となることから、行政と民間団体・市民グループとの十分な連携体制を構築することが大切である。

資料編

上尾市人権施策推進協議会条例

平成15年3月31日条例第2号

改正

平成26年3月28日条例第1号

(設置)

第1条 人権の尊重に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 人権施策の総合基本計画及び分野別計画の策定に関すること。
- (2) その他人権施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉又は教育に携わる者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、専門事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

上尾市人権施策推進協議会委員名簿

(任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日)

氏名	所属	備考
松本 千織	医師	
吉田 るみ子	保護司	
東海 るり子	民生児童委員	
菊池 波江	上尾市手をつなぐ親の会	
殿岡 芳直	地域包括支援センター	
門平 公夫	元児童相談所職員	
村田 正則	中学校長	
石川 裕一郎	聖学院大学教授	
甲原 裕子	弁護士	
松尾 四郎	元人権擁護委員	
黒須 明	自治会連合会	
鈴木 玲子	非営利活動法人彩の子ネットワーク	
安田 朋子	上尾市国際交流協会	
野瀬 将正	埼玉人権啓発企業連絡会	
高橋 貞夫	畔吉集会所運営委員	

上尾市人権尊重都市宣言

平成7年10月3日宣言

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。

私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日
法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

用語説明(50音順)

あ行

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 <P18>

令和元（2019）年に施行。アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民民族であるとの認識を示すとともに、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目的とする。

アイヌ文化振興法 <P18>

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律。平成9年に成立した。アイヌの文化及び伝統を国民に対して知識の普及、啓発させることにより、アイヌの民族としての誇りを持ち、尊重される社会の実現を目指すもの。

アウトティング <P20>

性のあり方など、本人が秘密にしている事柄について、本人の同意を得ずに他者に伝えてしまうこと。本人が自分の意思で他者に伝える「カミングアウト」の対義語となる。

上尾市国際交流協会（AGA） <P16>

心豊かな国際社会を築くため、地域と地域、個人と個人の交流を深めていく必要があるとの視点から設立されている会員組織で、市民交流の母体となっている。外国人への日本語指導や情報提供などの生活支援を行う「外国人支援部会」と国際理解や交流の推進を行う「国際理解推進部会」がある。

上尾市人権教育・啓発推進計画 <P3>

同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題に関する教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するための行動計画及び実施計画書として、平成12（2000）年に上尾市人権教育・啓発推進本部が取りまとめた。

上尾市人権施策推進懇話会 <P3>

上尾市が取り組むべき人権問題の課題や人権施策の方向について、広く有識者の意見を求めるため、平成14年4月に設置した懇話会。同年10月に人権施策の推進体制や人権教育・啓発推進のあり方などを骨子とする「上尾市の人権施策推進のあり方」を提言した。

上尾市人権尊重都市宣言 <P3>

あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くために、上尾市を「人権尊重都市」とする宣言。平成7（1995）年10月3日に宣言した。

上尾市パートナーシップ宣誓制度 <P20>

性の多様性に対する理解が広がり、多様性を認め合い、差別のない、一人ひとりが人権を尊重し合う社会の実現を目指して、令和3(2021)年3月16日から開始した制度。

お互いを人生のパートナーとして相互に責任を持って協力し、共同生活を行うことを約束した2人によるパートナーシップ宣誓に対し宣誓書受領証を交付する。

エイズ <P17>

後天性免疫不全症候群(AIDS: Acquired immunodeficiency syndrome)。HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染することによって、病原体に対する人間に本来備わっている免疫機能が正常に働かなくなった結果、引き起こされる様々な症状の総称。

えせ同和行為 <P16>

同和問題に関わる団体を名乗り、企業や官公署または個人に対し同和問題への取り組みを口実として行われる不法・不当な行為や要求。表向きは差別解消運動を装って行われることが多い。

か行

カミングアウト <P20>

性のあり方など、本人が秘密にしている事柄について、自分の意思で他者に打ち明けること。本人の同意を得ずに他者に伝えてしまう「アウトティング」の対義語となる。

国際人権規約 <P1>

昭和41(1966)年に国連が採択した国際規約。主として①経済的、社会的及び文化的権利に関する「社会権規約」、②市民的政治的権利に関する「自由権規約」から成り立ち、②の自由権規約には個人通報制度を定めた選択議定書が付随している。わが国は2つの規約を昭和54(1979)年6月に締結している。また、国連では平成元(1989)年12月には死刑廃止をめざす自由権規約の第2選択議定書が採択された。

国連憲章 <P1>

国際連合の設立根拠となる条約であり、昭和20(1945)年6月のサンフランシスコ会議で採択され、同年の10月24日に発効された。目的・原則・組織・機能などの基本的な事項を定めている。

今後の上尾市同和行政の基本的な方向 <P2>

平成13(2001)年11月の上尾市同和对策審議会の答申で、これまで上尾市が取り組んできた同和对策事業は、おおむねその目的を達成したことを踏まえ、同和对策特別措置法終了後も上尾市が残された課題に取り組むことと併せて、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に取り組むことなどを求めている。

さ行

埼玉県人権施策推進指針 <P2>

平成 14 (2002) 年 3 月に埼玉県が策定した指針で、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権課題や施策展開の方向などの基本的な考え方を示した指針。平成 24 (2012) 年に改訂されている。

さいたま人権啓発活動地域ネットワーク協議会 <P10>

さいたま地方法務局直轄管内の人権啓発活動に関わる、上尾市・川口市・戸田市・蕨市・朝霞市・志木市・新座市・和光市・鴻巣市・北本市・桶川市・蓮田市・伊奈町で構成されている協議会で、地域に密着し、管内の人権活動を総合的にかつ効果的に推進している。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） <P2、P15>

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とし、平成 28 (2016) 年に施行。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項などについて定められている。令和 3 (2021) 年 5 月に民間事業者にも合理的配慮を義務付ける主旨の改正法が成立した。公布日から起算して 3 年を超えない範囲内で施行される。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法） <P2、P7、P9>

「人権教育」・「人権啓発」という名称が付いた国内初の法律で、平成 12 (2000) 年 12 月に施行。人権教育と人権啓発を定義づけ、国・地方公共団体の責務を定めた。

人権教育・啓発に関する基本計画 <P2>

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成 14 (2002) 年 3 月に政府が策定した計画で、策定方針や構成を明らかにするとともに、わが国の人権教育・啓発の現状、基本的な在り方や推進の方策について述べている。

人権教育のための国連 10 年 <P1、P3>

平成 6 (1994) 年の国連総会で、人権教育を「あらゆる人々が、他の人々の尊厳を学ぶための総合的なプロセス」とし、「差別や人権侵害を撤廃していく能力を身につけるもの」と位置づけ、平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年までの 10 年間で「人権教育のための国連 10 年」と決議した。政府は平成 7 (1995) 年に「人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置し、各省庁、自治体による人権教育の一層の推進を促している。

人権保育基本方針 <P13>

乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期にあるという理念に基づき、全ての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富みいじめや差別を生まないこと、異なった文化をもった人たちと共生できる資質を養えることなど、人権保育の基本的方針を定めたもの。平成 19 (2007) 年策定。

人権理事会 <P1>

平成 18 (2006) 年 3 月に国連総会で採択され、設置された。国連において人権を重要視する潮流の中、人権問題への対処能力強化のため、従来の人権委員会に変えて新たに設置したもの。理事国になるには、人権理事会の総会で全加盟国の絶対過半数が必要とされる。任期は 3 年。アジア・アフリカなど世界各地域から 47 ヶ国が選出されている。

スクールカウンセラー <P8>

いじめや不登校等の問題が深刻化していることから、生徒の心の相談にあたるため、中学校に配置されている臨床心理士など高度な専門知識をもつ非常勤職員のこと、教職員や保護者への指導・助言、生徒へのカウンセリングなどを行っている。

成年後見制度 <P14>

認知症の高齢者や精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法的に支援する制度。被後見人（判断能力がほとんどない人）、被保佐人（判断能力が著しく不十分な人）、被補助人（判断能力が不十分な人）の類型に分かれている法定後見制度と、任意後見制度がある。

世界人権宣言 <P1>

昭和 23(1948)年の国連総会で採択された初めての世界的普遍性をもつ国際人権文書。第 1 条で「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とし、第 2 条で「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく」と謳われ、各国国内法で認知された法の一般原則として、次第に法的拘束力をもつものへ発展している。

セクシュアル・ハラスメント <P12>

相手の意に反した性的な性質の言動。身体への不必要な接触をはじめ、性的関係の強要、性的な噂を流すなど、さまざまなタイプのものが含まれる。特に雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、また強要し、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、繰り返し行うことで就業環境を著しく悪化させること。

先住民族の権利に関する国連宣言 <P18>

平成 19 (2007) 年 9 月に国連総会において採択された。先住民族に対する差別を禁止し、彼らを心配させるすべての問題への参加を促進し、権利を明確に保持し、経済・社会的開発の継続を促進するというもの。

ソーシャルインクルージョン <P15>

イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で、近年の社会福祉の再編にあたって基調とされている理念。貧困や失業者、ホームレス等を社会から排除された人々として捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入することを目標としており、その実現に向けて公的扶助や職業訓練、就労機会の提供等が総合的に実施されている。

た行

多文化共生 <P16、17、18>

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

デートDV <P12>

交際相手から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、デジタル暴力などがある。

な行

日常生活自立支援事業 <P14>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう支援する福祉サービス。

ネグレクト <P13>

親をはじめとする養育者による、子どもに対する不適切な保護や養育。衣食住を十分に世話しない場合や、精神的・医療的なケアを怠る場合など。栄養不良や発達障害などを引き起こしたり、人格形成に多大な影響を与える可能性がある。育児放棄。

ノーマライゼーション <P15>

北欧から世界に広まった障害者福祉の理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法） <P12>

平成13年10月に施行され、これまで「夫婦ゲンカ」「家庭内のもめごと」などで見過ごされてきた配偶者からの暴力の防止や発見者による通報、警察官による被害防止措置などが明記されたほか、接近禁止や退去命令といった保護命令制度の創設や婦人相談所などの役割拡大といった被害者の保護体制の強化などが盛り込まれている。

バリアフリー <P15>

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを取り除くという意味。もともとは建築用語として登場し、道路・建物などの段差の解消等物理的な面で用いられることが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的、また情報伝達の面で用いられることもある。

ハンセン病 <P17>

名は癩（らい）菌を発見したノルウェーの医師ハンセンにちなむ。癩菌の感染によって起こる感染症であり末梢神経や皮膚が侵されるが、感染力は弱い。かつては遺伝病と誤解され、本人だけでなく家族も差別されてきた。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法） <P2、16>

平成 28（2016）年に施行された法律。部落差別は許されないものであるとし、その解消に向けた国や地方公共団体の責務として、相談体制の充実や教育啓発の推進等に努めることを定めた法律。

ヘイトスピーチ <P16>

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法） <P2、16>

平成 28（2016）年に施行された法律で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に向けて、国は相談体制の整備や教育、啓発活動の充実に取り組むこと、地方公共団体は国との適切な役割分担のうえ、当該地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることが示されている。

ホームレス <P21>

公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者。インターネットカフェ等の終日営業している商業施設で寝泊まりを余儀なくされる者も含む場合もある。

北海道旧土人保護法 <P17>

1899年(明治32年)に貧困にあえぐ「北海道旧土人」（アイヌ民族）を保護する目的で作られた。土地、医薬品、授業料の供与、固有の習慣風俗の禁止などを定めたもの。実際はアイヌ民族の共有の土地や権利を没収し、同化政策を推進するための法的根拠として活用された。

ま行

や行

ユニバーサルデザイン <P14、15>

製品、建物、環境をあらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという概念。年齢、性別などの違いを超えてすべての人が暮らしやすくなることを前提としており、「誰にでも公平に利用できること」「使い方が簡単ですぐわかること」など7つの原則が公表されている。バリア（障壁）を前提とし、これを軽減しようとするバリアフリーの概念に対して、最初からあらゆる人が使えるようにデザインされていることが異なっている。

ら行

老老介護 <P14>

高齢者が高齢者を介護せざるを得ない状況のこと。夫婦間だけでなく、高齢の子どもが親を介護するような親子間も多い。核家族化による家庭の介護力の低下に起因するもの。

わ行

アルファベット（A～Z）

DV (Domestic Violence) <P12>

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力がある。

HIV <P17>

ヒト免疫不全ウイルス。HIVは感染者の血液、母乳などの中に存在し、血液を媒介して感染する。HIVは免疫機能を担うリンパ球に入りこみ、免疫細胞を壊しながら増殖する。これにより、さまざまな感染症や悪性腫瘍などにかかりやすくなり生命の危険を伴う。

LGBT <P8、P20>

レズビアン（**L**esbian：女性同性愛者）、ゲイ（**G**ay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（**B**isexual：両性愛者）、トランスジェンダー（**T**ransgender：出生時に決められた性別と自認する性別が異なる人）の英語の頭文字をまとめた言葉。性の多様性を総称する言葉の一つ。他にも同様の意味の言葉で、複数形の「s」をつけた「LGBTs」、「クエスチョニング（**Q**uestioning:自分の性のあり方を明確に決められない人）」をつけた「LGBTQ」等といった言葉もある。

NPO (Non-Profit Organization) <P6、P10、P11、P22>

民間非営利組織。営利を目的としない民間団体の総称。平成 10（1998）年には、任意団体に法人格を与え、NPO の活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行されている。

SDGs <P1、P3>

持続可能な開発目標（**Sustainable Development Goals**）。平成 27（2015）年の国連サミットにおいて採択され、令和 12（2030）年までに国際社会全体が取り組む開発目標。「誰一人取り残さない」を理念として 17 のゴールと 169 のターゲットが設定されている。

SOGI・SOGIE <P20>

「好きになる性（**Sexual Orientation**）」および「心の性（**Gender Identity**）」の観点から見た一人一人の性のあり方の特性を示す言葉。読み方はソジ、ソギなど。さらに、服装や振る舞いなどの「表現する性（**Gender Expression**）」も加えた SOGIE（ソジイ）という言葉もある。性のあり方の多数派・少数派によらず、全ての人に性のあり方は関わっており、かつそれは多様であるという考えに基づいたもの。

SOGI ハラスメント <P20>

好きになる性や心の性、表現する性について差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせを受けること。また、望まない性別での学校生活の強制や、職場での強制異動・採用拒否や解雇など、不当に社会生活上の不利益を被ること。

上尾市人権施策推進指針

＜第2次改訂版＞

令和3年8月

上尾市市民生活部人権男女共同参画課

上尾市本町3-1-1

TEL048-775-5117(直通)